５　１から４までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。

６　モバイル網固定電話の提供に関する契約を締結するに際しては、別表第１に定める市外局番に応じた番号区画に、利用者の端末設備等の設置場所が含まれることを確認すること。

７　他の電気通信事業者の設置した電気通信設備を利用してモバイル網固定電話を提供する場合又は自ら設置した電気通信設備を利用して他の電気通信事業者がモバイル網固定電話を提供する場合は、１から６までに関して電気通信事業者間における取決めを行うこと。

第４　電話転送役務（モバイル網固定電話に付加する電話転送役務であって、発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第４において同じ。）を提供する者にあっては、次のとおりとする。

１　電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。

⑴　別表第４に定める方法により、本人特定事項の確認を行うこと。

⑵　活動の拠点（利用者の端末設備等が設置されるものに限る。）が、番号区画（別表第１に定める市外局番に応じた番号区画であって、電話転送役務に使用される固定電話番号に係るものをいう。以下この第４において同じ。）の区域内にあることを確認すること。ただし、活動の拠点が複数存在する場合にあっては、活動の拠点（利用者の端末設備等が設置されるものに限る。）及び主たる活動の拠点が、番号区画の区域内にあることを確認すること。